

# 警告を公表することの意義・手続

参考資料 3

## 警告を公表することの意義

- 運用の透明性の確保
- 需要者へ情報提供を行うことにより、適切な商品選択等の利益を確保
- 警告先事業者以外の社を含めた業界全般、他の業界も含め同様の行為の未然防止

## 警告の手続

### 対象となる行為

- ・法違反の疑いが相当程度認められるもの
- ・その行為の是正が、公正かつ自由な競争の維持・促進の観点から必要と考えられるもの

### 事前手続

- ・関係人に対し、警告書案を手交し、その内容を説明。
- ・意見申述等の機会を付与

### 警告の実施

- ・関係人に対し任意の協力による自発的な是正を求める。
- ・警告書を相手方に交付する。